

はじめに

普及指導員の活動の原点は「現場主義」であります。昨年3月、わが国を襲った東日本大震災からの復旧への取組の中でも、被災地における普及指導員は現場の最前線に立ち、被災農業者の相談対応、除塩などの復旧技術の導入、農産物の放射線調査など復興に向けてきめ細やかな活動をされていると聞いております。

このような「現場主義」のもと、これまでも普及指導員は様々な局面で常に農業者や関係者と直接向き合い、生の声を聞きながら問題解決にあたってきました。また、国や県の施策を多種多様な現場の状況にアレンジしながら浸透させる実行部隊としての役割は、今後も引き続き重要であると考えています。

一方で普及事業は、一昨年、昨年と2年連続で国の行政刷新会議における事業仕分けの対象となり、その結果を受けて抜本的な見直しが行われ、農業革新支援専門員の設置など、普及事業をより時代の要請に即応した内容とする平成24年度からの新たな指針が示されました。

現在、日本の農業は所得の減少や担い手不足の深刻化、高齢化の進行や農山漁村の活力の低下、さらには環太平洋経済連携協定、いわゆるTPPの問題等、大変厳しい状況に直面しています。このため、国において昨年10月に示された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」、本県における「しがの農業・水産業新戦略プラン」の着実な推進に向け、新たな指針のもと、普及指導員の活動がこれまで以上に求められ、かつ、国民・県民の注目を浴びていると考えられます。

本書は、本県の普及指導員が平成23年度に取り組んだ活動のうち、代表的なものを実績集として取りまとめたものです。担い手の確保・育成や経営体質の強化、近江米をはじめ水田野菜など園芸作物等の生産振興、琵琶湖と共存する環境こだわり農業の推進、魅力ある農業・農村の創造などを活動の柱として位置づけ、各地域で取り組んでまいりました。

本書が農業者の営農活動や関係機関の皆様方の業務の一助となれば幸いです。

最後になりましたが、日頃より普及活動にご理解をいただいております農業者や関係機関の方々に厚くお礼申し上げますとともに、今後もより一層のご支援ご協力をお願いします。

平成24年3月

滋賀県農政水産部農業経営課
課長 澤藤 弥平